

令和4年1月 農業委員会総会

令和4年1月11日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	斉藤孝壹
高崎孝	竹尾謙一
小島儀彦	

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鶴澤主任主事（書記）・石橋主事

- | | | |
|-------|-------|--|
| 4. 議題 | 第1号議案 | 農用地利用集積計画について（6件） |
| | 第2号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画（一括方式）に対する意見について（1件） |
| | 第3号議案 | 農地法3条許可申請について（1件） |
| | 第4号議案 | 農地法5条許可申請について（1件） |
| | 第5号議案 | 農地法第52条の規定による情報（賃借料情報）の提供について |

5. 専決処理報告

農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年1月11日（火）

岩井事務局長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年1月の農業委員会総会を開会したいと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。新型コロナウイルスの新しい型が蔓延しつつある中、コロナ禍での生活も3年目になろうとしており、現在のような生活様式が定着しつつあります。本日は農地転用の案件で現地確認を行う予定でしたが、新型コロナウイルスが再び蔓延しつつある事情を勘案し中止いたしましたので、事前に撮影した写真で確認いただければと思います。よろしく申し上げます。

岩井事務局長 本総会に町長の出席を依頼しましたが、公務のため出席いただけないとのことでしたので、1月6日に相京会長、京増職務代理で町長、副町長に新年のごあいさつをさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

岩井事務局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、相京会長をお願いいたします。なお、本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしく申し上げます。現地の状況につきましては、事前に現地を確認した際のカラーコピーの写真を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。また、第2号議案は、県の認可が12月中の見込みとのことですので1月総会案件とさせていただきましたが、県の協議・同意に時間がかかり来週あたり認可の見込みとのことですので、2月総会案件とさせていただきます。よろしく申し上げます。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、

8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番 京増孝一委員、1番 綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。なお、本日の総会は、議案4件、専決処理報告1件、その他2件ですので、よろしく申し上げます。

相 京 議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6について、一括して事務局より説明願います。なお、整理番号2については、借受者が〇〇委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、採決前に退室願います。

岩井事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から6について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は酒々井在住者2名の共有、借受者は佐倉市在住者です。設定場所は、酒々井の農地5筆で、地目は田、面積は6,045㎡、利用計画は田です。賃借料は、米544kgです。設定期間は、10年の再設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者、借受者は〇〇委員です。設定場所は、柏木・印旛沼新田・酒々井の農地計10筆で、地目は田、面積は12,110㎡、利用計画は田です。賃借料は、一等米720kgです。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、4、5ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号3について説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。貸付者は墨在住者、借受者は馬橋在住の法人です。設定場所は、墨の農地1筆で、地目は田、面積は2,170㎡、利用計画は田です。賃借料は、36,890円です。設定期間は、1年の再設定です。位置につきましては、7ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号4について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。貸付者は成田市在住者、借受者は印西市在住者です。設定場所は、伊篠の農地2筆で、地目は畑、面積は4,031㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は、使用貸借です。設定期間は、2年の再設定です。位置につきましては、9ページの位

置図をご覧ください。続きまして、整理番号5について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。貸付者、借受者共に成田市在住者です。設定場所は、篠山新田の農地1筆で、地目は畑、面積は8,386㎡、利用計画は畑です。賃借料は、40,000円です。設定期間は、1年の新規です。位置につきましては、11ページの位置図をご覧ください。続きまして、整理番号6について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。貸付者は船橋市在住者、借受者は成田市在住者です。設定場所は、下岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は743㎡、利用計画は田です。利用権の種類は、使用貸借です。設定期間は、3年の新規です。位置につきましては、13ページの位置図をご覧ください。また、整理番号1から6の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員から補足説明等ありましたらお願いします。整理番号1については小島推進委員、2については借受者が〇〇農業委員の案件のため〇〇農業委員、整理番号3については高崎推進委員、整理番号4,5については斉藤推進委員、整理番号6については竹尾推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、小島推進委員から順に補足説明がありましたらお願いします。

小島推進委員 整理番号1については借受者は農機具一式を所有し、水田を10町歩以上耕作しており問題ありません。

〇〇農業委員 整理番号2については5年前に〇〇〇〇さんから足が悪く耕作できないので代わりに耕作してもらえないかとの申し出があり、私が借り受けたという経緯があります。5年が経過し、また継続してお願いできないかとの申し出があったため、再設定の議案を今回出させていただきました。

高崎推進委員 整理番号3については再設定で問題ないと思います。

斉藤推進委員 整理番号4については現在の借受者が以前から耕作しており、再設定となり

ますので問題ないと思います。整理番号5については現地を〇〇〇さんと確認に行ったらネギがきれいに植えてあって、きちんと耕作されているので問題ないと思います。

竹尾推進委員 整理番号6については新規になりますが借受者の成田市在住の〇〇さんは、この地区で他の方の田を借り受け耕作しており、問題ないと思います。

相 京 議 長 地区担当委員から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号2について採決を行います。先ほども申し上げましたが、貸付人が〇〇委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、退室願います。

(〇〇委員退室)

相 京 議 長 それでは、農用地利用集積計画の整理番号2について、採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 2 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 ○○委員には入室してもらって下さい。

(○○委員入室)

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号 3 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 3 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号 4 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 4 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号 5 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 5 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続きますして、農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 次に、第2号議案については事務局より2月案件とするとのことですので、第3号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第3号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の17ページをご覧ください。譲受人は成田市在住者、譲渡人は上岩橋在住者です。申請地は、伊籾の農地1筆で、地目は畑、面積は462㎡です。申請理由ですが、農業経営の規模拡大とのこと。作付作目はブルーベリーで、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、18ページの位置図、19ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、斉藤推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は斉藤推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

斉藤推進委員 今回の申請地は、令和2年10月農業委員会総会で農地法3条許可申請で売買のあった場所の隣で、草刈りをしてきれいに管理されていて問題ないと思います。

相 京 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 続きますして、申請人が町外在住者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ○○○と申します。よろしく申し上げます。

相 京 議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 ○○地先に農地を所有し耕作しておりますが、その隣接地の所有者より売買のお話をいただき、今回の申請に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

相京議長 次に、第4号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第4号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地2筆で、地目は畑、面積は2,710㎡です。申請理由は、太陽光発電施設用地です。権利の種類は、地上権です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。位置については、22ページの位置図と23ページの公図を参考にいただければと思います。事業計画については、25ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。計画施設内容については、発電設備としてパネル1,144枚、パワコン5台を設置します。20年平均の年間発電量は420,404kwh、売電単価14円で積算した売電金額は5,885,661円を見込んでいます。売電先は〇〇〇〇〇で、売電開始時期は令和4年5月末頃を予定しています。配線に関する工事は〇〇〇〇〇が行い、配線は申請土地南側にある既存電柱に接続します。土地の造成は軽く転圧をかけるのみで、砂利を敷いたりコンクリート舗装はしません。土地選定理由は、土地所有者から当該土地の地上権の設定を受けることができることとなったため選定しました。用水・排水計画については、上下水道は使用せず、排水は雨水のみで、他の土地へ流すことなく地下浸透とします。防災計画については、被害対策には万全を期し、万が一被害が発生した場合は申請者の責任において誠実に

対応するとのことですので。周辺農地の営農への影響については、設置する工作物は高さ2 m程度のため、周囲に日照・通風の影響はないものと考えます。また、強風などでパネルが飛散しないように風速38メートルまで耐える施工方法を取り、万が一周囲に被害が発生した場合は申請者の責任において誠実に対応するとのことですので。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は木我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木 我 農 業 委 員 今回の申請地の所有者は現在農業をやっておらず、この土地も現状草が生えているような状態です。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は当町で何度も太陽光の申請しており問題ないと思います。ただ、申請地への進入路が非常に狭いので、資材の搬入等をどうするのか疑問があります。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。

相 京 議 長 これから10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(休 憩)

相 京 議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

ろが少し広がっているため、そちらを使用する予定ということですか。

申請代理人 そうです。

京増農業委員 進入路が狭いので、地域住民や通行者等周囲に迷惑が掛からないよう工事していただくようお願いします。

申請代理人 承知しました。

篠原推進委員 軽トラで資材を運ぶと聞きましたが、軽トラだと相当な回数運ぶことになり、この狭い道路を何度も軽トラで通ったら沈んでしまうのではないですか。

木我農業委員 この道路は舗装されていますのでその点は大丈夫だと思います。ただ資材搬入時に道路両脇の砂が崩れないよう十分注意していただく必要があると思います。

相京議長 進入路に関する意見が多く出ておりますので、資材の搬入時は十分気を付け、周囲の営農等に影響が出ないように注意していただくようお願いします。

申請代理人 承知しました。

相京議長 他にないので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相京議長 それでは、第4号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第4号議案 農地法第5条許可申請につきましては、許可相当にすることに決定し県に進達します。

相 京 議 長 次に、第5号議案 農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第5号議案 農地法第52条の規定による情報（賃借料情報）の提供について説明させていただきます。資料の26ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定に基づきまして、農地の実勢賃借料の平均値、最高値・最低値を公表しようとするものです。公表する賃借料については、通常1年間に締結された農用地利用集積計画等による賃借料を用いることとされていることから、令和3年中に公告された農用地利用集積計画による賃借料及び農地法第3条による賃借料を基に作成しました。なお、米による賃借料の支払いの場合は、成田市農協の買い取り価格を勘案し、1俵当たり9,540円に換算し算定しました。令和3年分酒々井町賃借料情報については、田の部の平均額は11,993円で前年より2,513円安くなりました。最高額は24,838円で762円安くなり、最低額は4,138円で2,355円安くなりました。データ数は19件でした。畑の部については、令和3年中に告示された案件が1件のみでしたので、平均額・最高額・最低額はいずれも5,889円となり平均額は前年より2,606円安くなりました。最高額は前年より14,427円安くなり、最低額は前年と同額でした。次ページに公表しようとする案を作成しましたので、ご検討いただくようお願いいたします。また、周知方法としては、町掲示板への告示及びホームページ、農業委員会だよりへの掲載を予定しております。資料の27ページに公表しようとする案を作成しましたので、ご審議いただくようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石渡農業委員 令和3年分は9,540円で換算とのことですが、翌年度以降米の価格が1万円を超えれば同じ契約内容でも金額は変わってきますか。

岩井事務局長 農協の買取の相場によって決定するので、価格が変われば反映した金額となります。

相京議長 他にないようですので、これから採決を行います。第5号議案 農地法第52条の規定による情報の提供について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相京議長 挙手全員でございますので、案をとりまして、周知することとします。

相京議長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出について、事務局より報告願います。

岩井事務局長 専決処理報告の農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の28ページをご覧ください。譲受人は上岩橋在住の法人、譲渡人は酒々井在住者2名と八千代市在住者の3名の共有です。届出地は、酒々井の農地1筆で、登記地目は畑、面積は958㎡、届出理由は集合住宅建設、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、令和3年12月8日付け、酒農委第5号の5で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、29ページの位置図と30ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。

相 京 議 長 次に、その他の（１）農地法等許可届出実績について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 他にないようですので、次に、次第にはありませんが経済環境課から農政報告があるとのことですのでお願いします。

(農政報告)

相 京 議 長 次に、その他の（２）その他について何かありましたらお願いします。

(事務局報告)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩 井 事 務 局 長 ８日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、８日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、８日の火曜日で決定させていただきます。

それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩井事務局長 それでは、これで1月の総会を閉会いたします。